

ドライブレコーダー導入助成金交付要綱

一般社団法人山梨県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車の安全性の向上をはかり、交通事故を撲滅するため会員事業者が車両安全装置を導入する際の装着費用の一部助成について定め適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(用語)

第2条 本要綱における車両安全装置の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ドライブレコーダー」とは、運行中における危険と判断される行為を映像又はデータ（速度、操舵、旋回のすべて）に記録する装置で（公社）全日本トラック協会が指定したものをいう。
- (2) 「装着費用」とは、機器の価格及び取付け費用を合わせたものをいう。
- (3) 「導入」とは、購入又はリースによるものとする。

(助成対象)

第3条 会員事業者が山梨県内に使用の本拠を有する事業用貨物自動車に、毎年4月1日から翌年1月31日までに当該装置を新たに購入し取付けを完了、かつ支払いが終了しているもので、下記に分類される各装置とする。

- ① 標準型 急ブレーキ時等の映像及び車両速度情報を活用し、運転指導を行うタイプ
- ② 運行管理連携型 急ブレーキ時等の映像及び車両速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うタイプ

(助成金交付額)

第4条 助成金の交付額は、上記の使用目的に応じ2つのタイプに分類し、各補助額を以下の通りとする。

但し、予算に達した場合は、その時点で終了とする。

- | | | |
|-----------|----------|------------|
| ① 標準型 | 装着費用の1/2 | 上限 15,000円 |
| ② 運行管理連携型 | 装着費用の1/2 | 上限 30,000円 |

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、様式1「ドライブレコーダー装着助成金交付申請書」を助成対象期間終了後の2月15日（ただし、土、日祝祭日の場合は翌日）までに提出するものとする。なお、申請書提出の際には協会で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、会員より助成金交付申請書が提出された場合には内容を審査し、妥当と認められる場合には助成金を交付するものとする

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. 平成18年3月 1日 制 定
2. 平成19年4月27日 一部改正
3. 平成20年4月 1日 一部改正
4. 平成21年4月28日 一部改正
5. 平成22年4月28日 一部改正
6. 平成23年4月28日 一部改正
7. 平成24年6月 1日 一部改正
8. 平成25年6月 1日 一部改正
9. 平成26年7月30日 一部改正
10. 平成27年7月 2日 一部改正
11. 平成28年4月 1日 一部改正
12. 平成29年4月 1日 一部改正
13. 平成30年4月 1日 一部改正
14. 令和 3年4月 1日 一部改正

令和4年度 ドライブレコーダー装着助成事業

【実施要領】

令和4年4月1日
一般社団法人山梨県トラック協会

1. 事業の趣旨

事故防止や安全運転への取り組みを支援するため、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するドライブレコーダーの普及を図る。

2. 助成金予算額

6,000,000円

3. 助成金額

会員事業者が導入する機器

◎ 1台につき装着費用（消費税除く）の1/2。 1事業所あたり30台まで。

上限は … 標準型 15,000円/台

運行管理型 30,000円/台

※ 国からの補助金を受けたものについては対象外とする。

4. 助成対象機器

映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダー車載器で、全日本トラック協会より資料提供された対象機種リストによる。【別紙の通り】

5. 実施期間

助成金対象期間 令和4年4月1日～令和5年1月31日までに、装着・支払等すべてを完了した（完了する）もの。

6. 申請受付期間

上記5.の期間内にすべてを完了したものについては、申請の受付を令和5年2月15日（ただし、土、日祝祭日の場合は翌日）までとする。なお、助成金執行状況によっては早期に締め切ることもある。